**アメリカ学会海外渡航奨励金**

**―国外の学会やシンポジウムで発表する方を対象とする助成制度のご案内―**

　このたびアメリカ学会では、国外での学会やシンポジウムにて発表する方を対象に、以下の要領で渡航奨励金を支給することになりました。本制度による給付を希望する方は積極的にご応募ください。

１．応募資格：

①　アメリカ学会の会員であること。

　　＊応募時にアメリカ学会への入会手続中である場合はその旨明示すること。

②　国際学会やシンポジウムでの発表時に、日本に在住し、日本からの旅費を要すること。

③　発表内容がアメリカ研究に関するものであること。

④　大学院生等の若手研究者を優先的に検討し、そのほか、助成の必要性、発表の内容を総合的に判断する。

２．審査基準：

①　大学院生等の若手研究者を優先する。大学院生については発表をしない場合も応募可能。

②　American Studies Association、American Studies Association of Korea、Organization of American Historiansのいずれかの年次大会で発表する方を優先するが、これら以外の国際学会やシンポジウムで発表する場合も応募できる。

③　他組織からの援助のないものを原則として優先する。

④　そのほか、助成の必要性、発表の内容を総合的に判断する。

３．応募方法、結果発表、発表後の提出書類

①　次の書類を12月16日～31日までの期間に、国際委員会（international@jaas.gr.jp）宛に送ること。応募メールの件名を「JAAS海外渡航奨励金応募」と明記すること。

（１）履歴書

（２）業績書

（３）発表が受け入られたことを証明する文書（電子メール可）

（４）発表のタイトルと要旨（英語で250－300語程度とする）

（５）（ASA、ASAK、OAH以外での発表の場合のみ）当該国際学会やシンポジウムに関する情報（目的、歴史、規模等、字数は指定しないが、簡潔で正確であること）

（６）理由書（奨励金を必要とする理由。他組織からの援助のないものを原則として優先するので、申請時にほかの組織による援助を申請中か、あるいは援助を受けることが決定した者は、その旨明記すること。ほかの組織による援助のなかには、所属機関の研究費を充当する予定も含む。なお、旅費・宿泊費（実費）の不足部分に限り、他の補助金との併用が認められる。）

②　審査結果は、1月中に応募者に通知し、学会HPで公表する。

③　発表終了後に報告書（邦語1200字程度あるいは英語500語程度とする）および領収書の原本（旅費・宿泊費）を提出すること。

４．支給額

　アジア圏の場合は一人5万円、アジア圏外の場合は一人15万円を原則とする。

国際委員会（international@jaas.gr.jp）